

(イ) 林地開発許可制度の運用

林地の適正な利用を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図るため、林地開発許可では、災害・水害の防止、水の確保、環境の保全の観点から森林における開発計画を審査し許可を行っています。

また、違法な開発を防止するため、林地巡回パトロールを実施するとともに、土砂採取跡地等の森林への早期回復指導を行っています。

平成22年10月から「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」が施行され、林地開発の許可を受けた後に必要な届出や1ha以下の小規模林地開発を行おうとする際の届出等が事業者に義務付けられるとともに、林地開発行為に伴う災害の発生を防止するための緊急措置命令の発動や違反行為者の氏名等の公表などが行えるようになりました。

(ウ) 治山事業と保安林の整備

水源涵養や山地災害の防止、津波被害の軽減等、森林の有する公益的機能の維持増進を図り、安全で住みよい県土づくりを推進するため、山崩れの復旧・予防、水源林や環境保全林の整備、海岸林の整備、地すべりの防止等の治山事業を実施しています。

また、地域森林計画に基づき、保安林の指定を促進するとともに、保安林の機能向上を図るための整備、改良及び保安林の巡回を実施しています。

(エ) 森林の整備と保全

林業・木材産業の振興と森林の有する公益的機能を高度に發揮させるため、間伐を中心とした森林整備を促進しています。

24年度は、公共・県単森林整備事業（植栽、下刈等）216ha、森林吸収源対策間伐促進事業（間伐）68ha、森林整備加速化・林業再生基金事業（間伐）115haを実施しました。

また、森林を健全な状態に維持していくため、松くい虫の防除や非赤枯性溝腐病等の病虫害及び気象災害による被害林の再生を推進しています。

(オ) 里山の保全、整備及び活用の促進

県民や里山活動団体等が主体となった活動により里山の保全、整備及び活用を促進し、良好な里山の環境を次世代に引き継ぐため、15年に全国の都道府県に先駆けて、千葉県里山条例が制定されました。

この条例に基づき、里山の土地所有者と里山活動団体による里山活動協定の締結を促進するとともに、県民や企業等の多様な主体による森林整備活動への参画や協働が図られるよう取組を実施しています。

24年度は、里山活動協定の締結（1件）のほか、里山活動に関する情報提供や相談等を行う総合窓口を設置し、森林整備活動についての技術的支援等を行っています。

(カ) 県営林の育成・管理

県民ニーズにこたえた活用を図り、森林の多様な機能を發揮するため、県営林の適正な整備を行っています。

(キ) 緑化の推進

県民参加によるみどりづくりを推進するため、緑の募金活動、県民参加によるみどりの再生事業などを実施するとともに、次代を担うみどりの少年団の育成を行っています。

(ク) 森林の回復

24年度には、砂利採取跡地6事業地において、19年度及び20年度に事業者と連携して実施した森林回復実証試験の検証をするとともに、22年度に策定した「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」の内容を広く周知するため、開発事業者等を対象とした緑化技術講習会を実施しました。

イ 森林の持つ多様な機能の活用

県民の健康増進と青少年の健全育成を図るため、森林の持つ生物多様性の保全、地域文化の継承、野外教育や森林レクリエーション等の多様な機能を活用し提供する、県下6か所の県民の森を整備しています。

24年度は、環境学習や林業体験の場として、5箇所の「教育の森」を整備するとともに「ち

ばの木」にふれあう機会として、木工作品コンクール等の開催や大工職人による中学校出前教室を7回開催しました。

ウ 環境の保全に向けた林業の活性化

森林資源の循環利用を実現するため、森林整備に加えて、県産木材の利用を一体的に推進しています。

24年度は県産木材を利用した木造住宅の建築支援のほか、「ちばの木の家づくり」を実践する木材販売店や工務店などを「ちばの木の家づくり推奨店」に認定し、県民に情報発信する取組について支援しました。

また、「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」に基づき、県が発注する事業においては391m³の木材を利用しました。

(2) 農村環境の保全と活用

近年、農村地域の過疎化・混住化や農業者の減少・高齢化の進展に伴う集落機能の低下により、多面的機能を有する農地が一部耕作放棄地になるなど、農地・農業用水路等の資源を適切に管理することが困難となってきています。

また、自然環境や食の安心などに対する国民の関心の高まりを背景に、農村地域の美しい景観や豊かな自然環境の保全に対する期待や要請が高まっています。

ア 農地の保全と担い手の確保

農地の保全については、19年度から「農地・水保全管理支払交付金」が始まり、農業者のみならず、自治会や子ども会など、地域の様々な団体等が参画する活動組織が行う、農地・農業用排水路等の生産基盤や農村環境の保全・向上を図る「共同活動」が実施されています。

さらに、23年度から農地周りの農業用用排水路等施設の長寿命化のための取組を行う「向上活動」が始まりました。

24年度は、41市町村(285地区)対象農地面積17,639haで共同活動が、また、21市町(103地区)で向上活動が実施されました。

耕作放棄地の再生利用については、21年度から「耕作放棄地再生利用緊急対策」が始まっています。

43市町村に地域協議会が設置され、24年度は再生利用事業等により17.3haが解消されました。

また、担い手の確保については、24年度の新規就農者は416名となっています。

イ 環境にやさしい農業の推進

「ちばエコ農業」生産者協議会を中心とする生産者が相互に連携して「*ちばエコ農産物」の生産促進等に取り組む活動や、「ちばエコ農産物」の認知度向上を図る活動への支援を行っています。

24年度は、「ちばエコ農産物」の認証推進(4,310ha)、ちばエコ農産物栽培カード作成(5品目)、エコファーマー認定推進等を実施しました。

ウ 地域資源を活用した農村の活性化

都市農山漁村交流の普及拡大のため、交流促進施設などの施設整備への支援を行うとともに、直売所等のPRや人材育成など受入体制の整備を行っています。

24年度は、グリーン・ブルーツーリズム促進施設整備事業を実施したほか、グリーン・ブルーツーリズム担い手養成塾等を開催しました。

(3) 湖沼・沿岸域の保全と活用

ア 湖沼の水環境の保全

「湖沼水質保全特別措置法」では、水質汚濁の著しい湖沼を指定し「湖沼水質保全計画」を策定の上、下水道の整備等の各種事業、生活系や産業系の排水に対する規制等の施策を総合的・計画的に推進するとされており、本県では印旛沼(13市町)、手賀沼(7市)及び霞ヶ浦流域(1市)が指定区域となっています。(P152)

「湖沼水質保全計画」参照)

イ 沿岸域の保全と活用

(ア) 沿岸域の保全

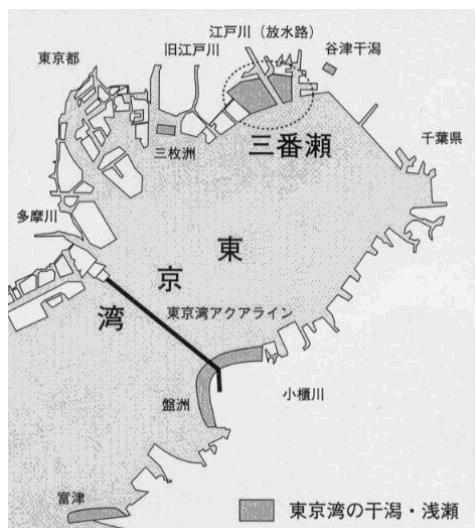
千葉県は三方を海に囲まれており、東京湾(内湾及び内房海域)及び太平洋側の九十九里・南房総海域は豊かな水産漁場として重要であるほか、海水浴などのレクリエーションの場として、県民のみならず近隣都県民に広く利用されています。

沿岸域の保全として、東京湾の水質改善のため、24年2月に第7次の「総量削減計画」を策定し、汚濁負荷量の削減対策を総合的・計画的に進めています。(P154「東京湾流入汚濁負荷削減対策の推進」参照)

(イ) 三番瀬の再生について

東京湾にはかつて 13,600ha もの干潟がありましたが、昭和30年代の高度経済成長期以降、その90%以上が埋め立てられ、千葉県内でも三番瀬、富津、盤洲にかろうじて残るだけとなっています。(図表2-3-1)

図表2-3-1 東京湾の干潟・浅瀬



三番瀬は、東京湾の最奥に位置し、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の埋立地に三方を囲まれている約 1,800ha の干潟・浅海域です。昭和30年代から埋立てが計画され、昭和50年代半ばにかけてその一部が埋め立てられ、現在の海域の範囲(図表2-3-2)となりました。

図表2-3-2 三番瀬の範囲



三番瀬は、江戸前の豊かな漁場としての古い歴史をもち、アサリ、カニ、カレイなど多様な生物を育み、水質浄化機能を有するとともに、水鳥類の中継地として重要な位置を占めるなど、東京湾奥部に残された貴重な干潟・浅海域となっています。

このため、県では「千葉県三番瀬再生計画」を策定して、三番瀬の再生に取り組んでいます。この計画は、三番瀬再生の理念や目標を定めた「基本計画」と、具体的な再生事業を定めた「事業計画」とで構成されています。(図表2-3-3)

図表2-3-3 千葉県三番瀬再生計画

基本計画	事業計画
平成18年12月策定	事業計画 5か年 (平成18年度～22年度)
	新事業計画 3か年 (平成23年度～25年度)

18年12月に策定した「基本計画」は、三番瀬の再生に関する基本的な方針、講ずべき施策、推進方法をとりまとめたものであり、具体的には、「生物多様性の回復」、「海と陸との連続性の回復」、「環境の持続性及び回復力の確保」、「漁場の生産力の回復」及び「人と自然とのふれあいの確保」の5つの再生目標を掲げ、その実現に向けた12の施策(図表2-3-4)などについて定めています。

図表2-3-4 三番瀬の再生に向けて講ずべき施策

第1節 干潟・浅海域
第2節 生態系・鳥類
第3節 漁業
第4節 水・底質環境
第5節 海と陸との連続性・護岸
第6節 三番瀬を活かしたまちづくり
第7節 海や浜辺の利用
第8節 環境学習・教育
第9節 維持・管理
第10節 再生・保全・利用のための制度及び *ラムサール条約への登録促進
第11節 広報
第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組

この「基本計画」に掲げた再生目標を目指していくために、「基本計画」で定める12の「三番瀬の再生に向けて講ずべき施策」に沿った「事業計

画」（計画期間：18～22年度）を19年2月に策定し、44の事業について取り組んできました。

そして、引き続き、再生目標を目指していくため、23年4月に新たに「新事業計画」（計画期間：23～25年度）を策定しました。（図表2-3-5）

「新事業計画」では、「基本計画」で定める12の「三番瀬の再生に向けて講すべき施策」に沿った事業をとりまとめるとともに、全体で34の事業を「自然環境の再生・保全」や、「人と自然とがふれあえる三番瀬」、「豊かな漁場としての三番瀬の再生」、「三番瀬の魅力がわかる広報」の4つに分類しており、これら4分類の事業に取り組むことにより、三番瀬の知名度やイメージアップを図

り、「三番瀬」のブランド化を進めていくこととしています。「新事業計画」を推進していく上で、23年度から新たに、専門的な見地から県の再生事業に対し評価・助言を行う学識経験者で構成する「三番瀬専門家会議」を設置し、また、住民参加と情報公開のもとで三番瀬の再生を進めていくために、地元住民、漁業関係者等から広く意見を聞く場として、「三番瀬ミーティング」を開催しています。今後も三番瀬の再生に当たっては、専門家の助言や地元の意見をよく聴きながら、県と地元4市との連携のもとで、行政が主体的に事業を推進していきます。

図表2-3-5 三番瀬再生計画（新事業計画）事業一覧

節番号	事業名	再掲
1節	干潟的環境（干出域等）の形成等	
	行徳湿地再整備事業	2節
2節	行徳湿地再整備事業	
	自然再生（湿地再生）事業	5節
	干潟的環境（干出域等）の形成等	1節
	三番瀬自然環境調査事業	
	貝類漁業対策	3節
	三番瀬自然環境調査支援事業	9節
	三番瀬自然環境データベース事業	9節
	生物多様性の回復のための目標生物調査事業	
3節	豊かな漁場への改善の取組	
	干潟漁場の環境保全	
	ノリ養殖対策	
	貝類漁業対策	
	漁業者と消費者を結ぶ取組の推進	
4節	行徳湿地再整備事業	2節
	自然再生（湿地再生）事業	5節
	海老川流域の健全な水循環系の再生	
	真間川流域の健全な水循環系の再生	
	干潟的環境（干出域等）の形成等	1節
	合併処理浄化槽の普及	
	産業排水対策	
	流域県民に対する啓発	
	下水道の整備と高度処理水の導水	
	青潮関連情報発信事業	
	貧酸素水塊情報の高度化	

節番号	事業名	再掲
5節	市川市塩浜護岸改修事業	
	護岸の安全確保の取組	
	自然再生（湿地再生）事業	
	干潟的環境（干出域等）の形成等	1節
6節	三番瀬周辺区域におけるまちづくりに対する支援	
	市川市塩浜護岸改修事業	5節
	干潟的環境（千出域等）の形成等	1節
	市川市塩浜護岸海舟事業	5節
7節	自然再生（湿地再生）事業	5節
	ルールづくりの取組	
	環境学習・教育事業	
	ビオトープネットワーク事業	9節
9節	三番瀬の維持・管理活動の支援	
	ビオトープネットワーク事業	
	国、関係自治体の広域的な取組	12節
	三番瀬自然環境調査事業	2節
	三番瀬自然環境調査支援事業	
10節	三番瀬自然環境データベース事業	
	三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定	
	ラムサール条約への登録促進	
11節	インターネットなどによる情報発信	
	三番瀬魅力発信事業	
	三番瀬再生活動への支援	
	三番瀬再生標語等普及事業	
	国、関係自治体の広域的な取組	
12節	国、関係自治体の広域的な取組	

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
森林面積	162,500ha (16年度)	159,433ha (23年度)	森林面積の減少を押さえることにより 159,700ha 以上を確保します (29年度)
農用地面積	135,100ha (16年度)	128,155ha (23年度)	農地面積の減少を押さえることにより 130,100ha 以上を確保します (29年度)
海域における環境基準達成率 (C O D)	63.6% (18年度) [参考] 全国 (H18) 74.5%	45.5% (24年度) [参考] 全国 (H22) 78.3%	全国平均並みの達成率を確保します (30年度)

《評価》

森林面積及び農用地面積については、引き続き、減少傾向が続いている。施策の推進により減少抑制に努める。また海域における環境基準達成率は、年度による変動が大きいが、施策の推進により目標達成に向け取り組む。

森林面積は、年々減少しており、過去3年間では1,824ha減少しています。計画的な森林整備や間伐等を実施しているものの、開発行為等による森林面積の減少が依然として続いている状況にあります。今後は森林の保全と適正な管理に努め、森林機能の維持・増進を図っていきます。

農用地面積については、年々減少しており、目標の下限値を下回っています。今後は、農振法に基づく農地の適正な管理や、厳格な農地転用許可制度の運用などにより、農地面積の減少を抑え、農業生産の基礎的資源である農地を面的かつ量的に確保していきます。

海域における環境基準達成率については、気象条件による水質変動が大きいものの、24年度は基準年度と比較してやや低下しています。今後、23年度に策定した第7次東京湾総量削減計画に基づく各種浄化対策の推進により、水質の改善を図っていきます。

第4節 都市における緑と水のネットワークづくり

1. 現況と課題

都市においては、地表の多くがコンクリートやアスファルトで覆われ、ビルが立ち並ぶなど、生物の生存の基盤となる土壤の露出が限定されています。

このような中で、都市の緑や水辺は、身近なうるおいとやすらぎを与える場としてだけではなく、レクリエーションや防災などの機能を果たすほか、大気の浄化や都市特有の*ヒートアイランド現象の緩和、動植物の生息・生育空間の確保による*生物多様性の保全など、大きな役割を担っています。

千葉県は、森林などを含めた緑地の地域的な偏りが著しく、東葛飾・千葉地域など、急速に都市化が進行した地域においては、森林や農地から宅地等への転換が大規模に進んだ結果、緑が非常に少なくなっています。

このため、本県においては、*特別緑地保全地区等の指定や住民との合意による*緑地協定の締結などにより都市部に残された貴重な緑地の保全を図るとともに、都市公園の整備や一定規模以上の工場等との*緑化協定の締結などにより新たな緑の空間の創出に努めてきました。

しかしながら、都市地域全体としての緑地は、全国に比べると依然として少ない状況にあります。

また、都市の水辺環境を見ると、その河川や海岸の多くは、生活排水による水質の汚濁や防災のための護岸整備等により、県民の生活から遠い存在になってしまいました。

下水道の整備などにより水質の改善が進んだことや海岸・河川等の親水性向上、再自然化の推進等の取組により、失われていた生活空間としての役割を回復してきているものもありますが、まだ、一部に留まっている状況です。

身近な生活環境での緑や水とのふれあいを求める県民の意識が高まる中で、都市の緑地や都市の水辺空間の保全・整備などを引き続き進めていかなければなりません。

さらに、これらの都市の緑や水辺空間が単なる点として存在するのではなく、それらが*ビオトープとして機能を果たし、都市近郊の森林等の自然環境と線・面として結ばれる「緑と水辺のネットワークづくり★」を推進していくことが重要です。(★ 鳥や昆虫、動物たちが緑地や水辺などを伝わって移動することができるよう点在する生物生息空間を結んでいくことは、野生動植物の生息・成育を持続させていく上で重要です。)

(1) 都市の緑地の現状

ア 都市緑地法の概要と指定等の状況

緑地の保全・緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するため、16年6月に「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」(都市緑地保全法、都市公園法等の改正)が制定され、このうち都市緑地保全法については、緑の基本計画事項に都市公園の整備に関する事項を加え、大規模敷地建築物に緑化の義務付けを行う緑化地域制度等を創設する等、緑地の保全のみでなく、民有地も含めた緑化や都市公園の整備を総合的・一体的に推進するための制度の充実を図ったことから、名称が「都市緑地法」と改められました。

(ア) 緑地保全地域制度

斜面林や雑木林など都市近郊の豊かな緑地を保全するため、都市計画法における地域地区として都道府県知事が都市計画決定を行い、この地域内においては一定規模以上の建築行為、木竹の伐採や宅地の造成等の行為についてあらかじめ届出が必要になり、知事は緑地の保全上必要な場合にはその行為の禁止等を命ずることができます。

特別緑地保全地区と比較し、緩やかな規制を行う制度です。

(イ) 特別緑地保全地区制度

都市内に残された緑地を地域地区として都道府県知事又は市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する制度です。